

いう。

 \bigcirc

山形県公報

平成19年10月5日(金) 第1881号

毎週火・金曜日発行

	且	次_					
	訓	今					
	司川	マ					
山形県職員倫理規程				(人事	課)	1311
	告	示					
歳入の徴収の事務の委託				(市町村	寸課)	1317
有害図書類の指定			((女性青	少年政	策室〕) 同
指定居宅サービス事業者の指定に係る	事業の廃止		(月	E内総合	支庁福	祉課]	1318
指定介護予防サービス事業者の指定に	係る事業の廃止		(同) 同
農林水産大臣の指定に係る保安林予定	森林の通知			(森林	課)	1319
山形県指定金融機関等県公金取扱規程	の一部を改正す	る規程		(出 納	局)) 同
	公	告					
特定非営利活動法人の設立の認証の申	詰		(最上総	公古古	企画振	興課 `) 同
同			•				
同							
 環境影響評価準備書説明会の実施			-			-	
県営住宅入居者の一般公募				•			
一般競争入札の公告			-			-	
						,	,
	訓						
山形県訓令第25号							
					庁		中
					出先	機	関
山形県職員倫理規程を次のように定める	•						
平成19年10月 5 日							
		山形県知事	齋	藤			弘
山形県職員倫理規程							
(目的)							
第1条 この規程は、職員が県民全体の奉	昼仕者であって	その職務は県民か	ら負託さ	れた公	努であ	ること	こにかんが
み、職員の職務に係る倫理の保持及び県	民の福祉の向上	に向けて職務を遂	行すると	こいう意	識の確	立に資	質するため
必要な事項を定めることにより、職務 <i>の</i>)執行の公正さけ	こ対する県民の疑い	惑や不信	を招く	ような	行為∅)防止を図
り、もって公務に対する県民の信頼を確	保することを目	的とする。					
(定義等)							
第2条 この規程において、「職員」とは、	知事の事務部	局並びに労働委員	会事務局	こ勤務	する一	般職は	二属する常
勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法	津第261号)第28	条の5第1項に規	定する短	時間勤	務の職	を占め	りる職員を

2 この規程において、「管理職員」とは、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第10条

3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

を含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。) をいう。

- 4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該 各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が 少ない職務に関する者として別に定める者を除く。
- (1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(前項の規定 により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとして いることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等(山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を交付する事務 当該補助金等(県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき行われるものに限る。以下この号に おいて「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導(行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定 の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動規準)

- 第3条 職員は、山形県職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るために遵守すべき規準として、 行動しなければならない。
 - (1) 職員は、地方公務員法その他の法令(条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)を遵守しなければならないこと。
 - (2) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
 - (3) 職員は、社会情勢の変化及び県政に対する県民の要請を的確にとらえ、効果的な事業の立案を積極的に行うとともに、迅速かつ効率的に事務を行うよう努めなければならないこと。
 - (4) 職員は、県の事務及び事業の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、 県民からの理解と信頼を確保するようにしなければならないこと。
 - (5) 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
 - (6) 職員は、公金が県民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に予算の執行を行うとともに、最

少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならないこと。

- (7) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待(以下「贈与等」という。)を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (8) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その地位を自らやその属する組織の私的利益のために用いてはならないこと。
- (9) 職員は、研修の機会を効果的に活用すること等により、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないこと。
- (10) 職員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、信用を傷つけるような行為を行ってはならず、また、自らも地域の一員であることを自覚し、地域の一員としての良識ある行動をとるよう努めなければならないこと。

(管理職員の責務)

- 第4条 管理職員は、率先して職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に努めなければならない。
- 2 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るよう的確な指導及び監督に努めなければならない。

(禁止行為)

- 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引 所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を いう。)を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する式典、祝賀会その他これらに類する公開性の高い会合(以下「多数の者が出席する式典等」という。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害 関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにそ の行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第1項の職員としての身分には、職員が、知事の要請に応じ特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念 上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係 者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として 支払わせてはならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 職員は、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を遵守するとともに、自ら同条例第2条 第1号に規定する個人情報を取り扱う場合においては、当該個人情報を漏えいし、滅失し、又はき損することにより個人の権利利益を侵害することがないよう当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(公金等に係る適正な事務処理の確保)

- 第9条 職員は、公金を取り扱う場合は、次に掲げる事項に特に留意し、適正に事務処理をしなければならない。
 - (1) 公金に係る事務処理については、複数の職員による審査を徹底するよう努めること。
 - (2) 給与、旅費等の給付を受けようとする職員は、当該給付に係る法令にのっとり、適正に届出、請求等を行うこと。
 - (3) 公金に係る事務に携わる職員は、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)その他の財務に関する法令について、知識の習得に努めること。
- 2 職員は、関係団体等(協議会、実行委員会等で県の機関がその会計事務を行うこととされている団体をいう。) に係る現金、預金通帳、金券等を取り扱う場合において、管理責任者を定めること、保管場所を明確にすること 等により、当該現金等を適正に管理しなければならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第10条 職員は、他の職員の第5条第1項各号、第7条、第8条又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- 2 職員は、知事、副知事、総括倫理監督職員、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する 者又は上司に対して、自己又は他の職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足り る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(飲酒運転等の禁止等)

- 第11条 職員は、飲酒運転等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条の規定により禁止されている行為をいう。以下同じ。)が重大な交通事故を引き起こす原因となるものであることを認識し、決してこれを行ってはならない。
- 2 職員は、安全運転に徹するとともに、特に飲酒をする場合においては、飲酒運転等を防止するための適切な対応をとるよう努めなければならない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、職員が飲酒運転等を行った疑いがあると思料するに足りる事実がある場合に ついて準用する。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、総括倫理

監督職員が定める事項について、倫理監督職員を経由し総括倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない

- (1) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組その他これらに類するものへの出演(地方公務員法第38条第1項の許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ総括倫理監督職員の承認を得なければならない。

(倫理監督職員への相談)

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

- 第15条 管理職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、贈与等報告書(別記様式)を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して14日以内に、知事に提出しなければならない。
 - (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(総括倫理監督職員及び倫理監督職員)

- 第16条 職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るため、総括倫理監督職員及び倫理監督職員を置く。
- 2 総括倫理監督職員は、総務部長とする。
- 3 倫理監督職員は、本庁の部長、出納局長、総合支庁長、東京事務所長及び労働委員会事務局長とする。 (総括倫理監督職員及び倫理監督職員の責務等)
- 第17条 総括倫理監督職員は、倫理監督職員と連絡調整を図るとともに、必要に応じ、倫理監督職員に対し助言及び指示を行うものとする。
- 2 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 所属職員(本庁の部長にあっては、所管する出先機関の職員を含む。以下同じ。)からの第6条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 所属職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、当該職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 3 総括倫理監督職員及び倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(違反に対する措置)

第18条 知事は、職員が第5条第1項各号、第7条、第8条、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条、第11条第1項若しくは第3項、第12条、第13条又は第15条の規定に違反する行為を行ったと認める場合は、その違反の程度に応じ、当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第15条の規定は、この訓令の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別記様式(第15条関係)

年 月 日

贈与等報告書

山形県知事 殿

所属

	職・氏名	印
贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	会合等への出席 著述 講演 その他 (内容	
贈与等又は報酬の内容	原稿料 講演料 その他()
贈与等により受けた利益又は支払を受けた 報酬の価額	円 (講演等の時間数又は原稿枚数 (400字詰原稿用紙):)
上記に推計した額を記載している場合に あっては、その推計の根拠		
供応接待を受けた場合にあっては、当該供 応接待を受けた場所の名称及び住所並びに 当該供応接待を受けた場に居合わせた者の 人数及び職業	住所:	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った 事業者等の名称及び住所	事業者等の名称: 事業者等の住所:	
役員等が事業者等の利益のために贈与等を 行った場合にあっては、当該役員等の役職 又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合 にあっては、当該役員等を代表する者の役 職又は地位及び氏名)		
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係	職務との関係: 県との関係: 利害関係あり 講演等の場合、事前に承認あり 利害関係なし	

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚記入すること。

告示

山形県告示第902号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 委託した徴収事務

平成19年度に貸し付ける地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務

- 2 受託者の名称及び住所
 - (1) 名 称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
- 3 委託年月日

平成19年9月19日

山形県告示第903号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成19年10月 5 日

山形県知事 齋 藤

弘

(図書)

指定 番号	題名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
8632	コミックJune 10月号	03843 - 10	㈱マガジンマガジン	著しく青少年の 性的感情を刺激
8633	巨乳ぷるぷるCOMICプルメロ2007 10 OCTOBER	02592 - 10	若生出版(株)	し、その健全な 育成を阻害する
8634	禁じられた男と女 感じすぎる人妻編	52775 - 46	㈱日本文芸社	おそれがある。
8635	となりのあの子	52120 - 77	㈱フロム出版	
8636	レディース・コミック〔微熱〕 10月号	09663 - 10	セブン新社	
8637	レディースコミック・タブー 10月号	19673 - 10	三和出版㈱	
8638	Young Love Comic aya 10月号	18815 - 10	宙 出 版	
8639	恋Girlsパチンコまるごとニューマシン 10月号増刊	07518 - 10	笠倉出版社	
8640	マンサンコミックスSwitch Girls	50701 - 42	実業之日本社	
8641	艶剣VOL.23	14178 - 10	株 海 王 社	
8642	あなたが昂ぶる男と女の事件ファイル漫画大衆セ レクション	50171 - 87	(株) 双 葉 社	
8643	ACTION COMICS 尚子さんのナイショ	50171 - 56	(株) 双 葉 社	
8644	恋愛熱情ラブパッション 2007.11月号	09657 - 11	(株) 一 水 社	

8645	夜のお仕事ウラのウラ キャバクラ仰天編	50523 - 90	(株) 芳文社
8646	ふたりエッチ ザ・チョイス不倫の誘惑編	67504 - 28	(株) 白泉社
8647	【YCコミックス】不純異性交遊	50028 - 20	(株)少年画報社
8648	JUNEコミックス特別診察室 3	47352 - 11	㈱マガジンマガジン
8649	JUNEコミックス特別診察室 4	47352 - 47	㈱マガジンマガジン

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定(包括指定)に該当する有害な図書類(図 書)

番号	題名	図書コード等	発	行	所	等
1	まんがシャワー 10月号	18399 - 10	(株)	_	水	社
2	ストリート・シュガー [5] MAY.2007	04167 - 05	(株)	サン	/ 出	版
3	愛の体験スペシャルDX 2007 10月号	11585 - 10	竹		<u></u>	房

(録画テープ等)

番号	題	名	X	分	発	行	所	等
1	思春期愛好家ゆうち 1 オ	ゃん	DV	D	有限	会社	ガッツ	ע
2	性犯罪実録投稿ピッジ 出しレイプ	キング中	DV	D		・ッカ 'ショ		プロ

山形県告示第904号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

指定原 及び原		ス事業者の)名称	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
真	島	医	院	鶴岡市山王町 3 - 29	短期入所療養介護	平成19. 5.31

山形県告示第905号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護 名称及び		·ビス事	業者の	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	廃止年月日
真	島	医	院	鶴岡市山王町 3 - 29	介護予防短期入所 療養介護	平成19. 5.31

山形県告示第906号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字手ノ子字嬉ケ沢2387、2388

2 保安林指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第907号

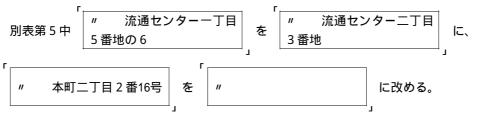
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。



附 則

この規程は、平成19年10月9日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 里の自然文化共育研究所

(2) 代表者の氏名

大山 勇

(3) 主たる事務所の所在地

最上郡戸沢村大字角川728番13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村の住民及び関係する人々に対して、環境保全と環境教育、文化伝承と社会教育、地域づくり活動に関する事業を行い、農山漁村の自然と文化に根ざした住民主体の環境保全活動や青少年教育、地域づくり活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年9月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 結いのき

(2) 代表者の氏名

西方 常蔵

(3) 主たる事務所の所在地 米沢市花沢町2695番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、協働互助の精神に基づき、高齢者、障がい者、子供の生活の文化的経済的改善向上に関する事業を行ない、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年9月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 酒田ロケーションボックス

(2) 代表者の氏名

萩原 吉郎

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市みずほ一丁目18番地13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、フィルムコミッション活動を通じて酒田の持つ様々な情報や魅力を発信するとともに、酒田市の歴史や文化を見直し、歴史的な街なみや建造物を貴重な遺産として保存し、酒田らしい景観を「守り」「創り」「育て」、酒田市の歴史と文化を活かしたまちづくりを推進することを目的とする。

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定により、次の都市計画対象事業の環境影響評価準備書の説明会を実施する。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名 称 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線
 - (2) 種 類 一般国道の改築
 - (3) 規 模 4 車線、延長約11.9キロメートル
- 2 都市計画決定権者の名称

山形県

- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 酒田市及び飽海郡遊佐町の区域
- 4 関係地域の範囲

酒田市及び飽海郡遊佐町の区域

- 5 説明会の日時及び場所
- (1) 日 時 酒田市会場 平成19年10月16日(火) 午後7時から午後9時まで 遊佐町会場 平成19年10月23日(火) 午後7時から午後9時まで
- (2) 場 所 酒田市会場 酒田勤労者福祉センター 遊佐町会場 遊佐中央公民館
- 6 その他

詳細については、土木部都市計画課(電話023(630)2589)に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年10月5日

山形県知事 齋 藤 弘

県営住宅の名称	和等														
		箱	格				洲			甸					
企 答	所 在 地	住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面	公 戸 黎 黎	公	収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	製	祖 福	殿	
営小国アパー 1号	西置賜郡小国町 大字兵庫舘3- 3-9	3 D K	平方メートル 58.0	4	一般用	月 13,000	15,700	18,600	21,500	24,800	28,500	3月分	∕∵₩		
2号	司 3 - 8		59.4	7		13,900	16,900	20,000	23,100	26,700	30,600	が相を変ける。	m 711 16		
飯豊アパー	西置賜郡飯豊町 大字萩生3893 - 3		59.4	1		15,100	18,300	21,600	25,000	28,800	33,100	y Q	<u>K</u>		

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障がい b に規定する精神障がいの程度に相当する程度
 - (I) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成19年10月9日~同月15日まで(ただし、郵送の場合は、平成19年10月15日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所
- 5 入居の時期 平成19年12月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月5日

山形県上山警察署長 井 上 和 廣

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 上山市矢来三丁目7番50号 上山警察署会議室
- (2) 日 時 平成19年10月31日(水) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油 35,000リットル
 - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1号灯油 ローリー給油
 - (3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
 - (4) 納入場所 上山市矢来三丁目7番50号 山形県上山警察署内 指定場所
 - (5) 入札方法 1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者 名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められた ことを含む。)。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等 上山市矢来三丁目 7 番50号 山形県上山警察署会計課 電話番号023 - 677 - 0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

1324

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年10月19日(金)午前11時までに山形県上山警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。